

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月四日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第八十六号

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正する規則

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則（令和五年大阪府規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（一時支援金の額） 第三条（略） 一 二人以上の患者を入院させるための施設を有する場合 知事が別に定める額に病床の数を乗じて得た額 二 前号に掲げる場合以外の場合 知事が別に定める額	（一時支援金の額） 第三条（略） 一 二人以上の患者を入院させるための施設を有する場合 三万円に病床の数を乗じて得た額 二 前号に掲げる場合以外の場合 六万円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。